

令和5年度 事業計画

地域で育てる 支え合う

ふだんの 暮らしの しあわせづくり

コロナ禍の長期化により、これまでと違った生活様式が生まれ、また社会的孤立も深まっており、社会福祉協議会の果たすべき役割が改めて問われています。人々が直面している生活課題は複雑・多様化する中、一人ひとりが日頃から人と人との絆を大切にしながら、互いに支え合い、助け合っていくことが大切です。

みんなで地域のつながりを大切に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける「福祉のまちづくり」を進める必要があります。

令和5年度は、焼津市と一体的に策定した第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和3年度～令和8年度）に基づいた事業を展開し、地域共生社会の実現に向けた取り組みや包括的な支援体制を進めるため、住民の互助活動や地域参加を積極的に支援していきます。

新型コロナウイルス感染症も、5月には、季節性インフルエンザ並みの「5類」へ引き下げることで決まりましたが、引き続き新型コロナウイルス感染防止に向けた取り組みをしっかりと行いながら、各種事業活動を行っていきます。

基本目標1 共生の意識づくり・人づくり

学校や地域における福祉教育や各種講座における啓発・ボランティア育成等、幼少期から高齢期に至るまで、各ライフステージに応じた福祉教育の機会を提供し、「共生の意識づくり・人づくり」を推進します。

（1）福祉教育の推進

① 学校における福祉教育の推進

ア 福祉教育実践校連絡会事業

福祉教育実践校担当教員との連絡会を開催するなど、学校における福祉教育が円滑に進むよう職員や障害者による講話や疑似体験を行い、活動費の助成を行います。

② 地域における福祉教育の推進

ア 楽しく学ぶ「ふくしのススメ」開催事業

地域で暮らす様々な人が講師となって福祉について学ぶ機会を提供します。多くの地域住民が、一緒に当事者の体験や福祉活動の話の聞いたり、福祉の理解を深める講座づくりに努めます。

イ 出前講座事業

学校や地域、福祉団体や専門職等が行う研修や講座の講師として職員を派遣します。

(2) 互助意識の醸成

① 意識啓発・交流活動の推進

ア 社会福祉大会の開催

社会福祉の発展に功績のあった社会福祉関係者を表彰し感謝の意を表するとともに、本表彰を通して、優れた活動内容を紹介することにより、福祉活動の普及を図ります。

イ 権利擁護制度の利用推進・周知

成年後見支援センターを受託し、広報紙、チラシ、講演会等を通して成年後見制度の理解を深めます。また、昨年度初めて誕生した市民後見人の方や市民後見人候補者を指導し、市と連携して、次の市民後見人の誕生を目指します。

ウ 焼津市「福祉を育てる市民運動」推進協議会主催事業

市民の社会福祉への理解・関心と交流を深めるため、時代に合った新しい形での福祉を育てる市民運動を進めていきます。

(3) 人材育成（地域の担い手、ボランティアなど）

① 地域活動、ボランティア活動に関する啓発

ア 広報紙、ホームページを使った啓発活動の充実

ボランティア活動の紹介や募集を広報紙やホームページを通して広く市民に周知し、活動希望者の増加につなげていきます。

イ ボランティア養成講座の開催

市民の多くがボランティア活動に関心を持てるよう、心得や基本的な考え方を学ぶ講座や活動を紹介する講座を開催します。

② ボランティア活動への場の支援

ア ふくしの広場ボランティアビューローの機能の充実

市内を拠点に活動するボランティアグループや福祉団体が、活動しやすい場を提供します。

③ 地域福祉活動に参加する人材の育成

ア ボランティア相談事業

ボランティア活動を始めたい人やボランティアを必要としている人に対して、ボランティア活動に関する様々な相談に応じます。

基本目標2 地域のきずなづくり

地域住民が主体となって行う支え合い活動やボランティア活動を支援し、「地域のきずなづくり」を推進します。また、住民同士の交流の拠点としての居場所づくりや住民が地域力を発揮できるための支援を進めていきます。

(1) 小地域福祉活動への支援・活性化

① 小地域福祉活動の充実

ア 地域福祉推進委員会の支援

地域福祉推進委員会独自の活動や社会福祉協議会や第2層地域ささえあい協議体と連携した住民主体の福祉活動に対し、活動費助成や活動促進のための支援と地域力の向上・強化のための支援を行います。

イ 職員の地区担当制

職員が積極的に、アウトリーチを実行し、地域とのより密接な支援体制を築きます。

② 地域における見守りネットワークの充実

ア ふれあいネット事業

高齢者や障害を持つ人の近所の人に、見守り員として登録いただき、日常生活の中での緩やかな見守り活動を行います。

③ 助成金の交付

ア 赤い羽根共同募金助成事業

地域住民が赤い羽根共同募金の使いみちを理解し、誰もが安心して暮らしやすいまちになることを目的に、福祉団体等が行う、地域福祉の促進を図る事業に対し、赤い羽根みんなのしあわせ助成事業を実施します。

イ 歳末たすけあい募金助成金事業

(在宅助成)

新たな年を迎える時期に、経済的に支援を必要とする

人たちが地域で安心して暮らすことができるように、申請方式により助成金を交付します。また、該当者に小学校入学、中学校入学、中学校卒業の児童生徒がいる場合には、新入学祝い金をお渡しします。

(地域福祉活動助成)

年末や新年の時期に地域福祉活動等を行う自治会や福祉施設・団体等の事業に対し、活動費を助成します。

(2) 地域ネットワークの構築と周知

① 社会資源のコーディネート機能の充実

ア 生活支援体制整備事業

地域での住民主体の支え合いや様々な人や機関との連携による地域の支え合い活動を発掘し、新たな支え合い活動を推進する役割を担う生活支援体制整備事業を実施します。

さらに、「地域ささえあい協議体」により、住民や地域の関係機関が生活支援コーディネーターと協力し、定期的な情報共有及び連携強化を図ります。

② 社会福祉法人等の連携推進

ア 社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業

市内の14の社会福祉法人が参画する焼津市社会福祉法人連絡会の事務局を務め、連携・協働し、地域の課題解決を図ります。

(3) 住民活動の支援

① 「顔の見える地域づくり」の実践

ア 「居場所づくり」の推進

地域住民が気軽に集まれる「居場所」を住民主体でつくり、運営できるよう、市内各地域で設立のための講座を開設し、活動を促進します。

② 地域における交流の場・拠点づくりへの支援

ア 地域ふれあいサロン（ミニデイ・居場所・子育てサロン）推進事業

年2回の連絡会を開催し、情報交換の場を設けます。また、サロンへのアウトリーチを定期的に行い、活動上の相談に応じるとともに、活動費助成を行います。

イ おもちゃ図書館運営支援

おもちゃ図書館のPRと、活動に対する支援を行います。

（４）防災・防犯活動の促進

① 防災・防犯の地域づくりの促進

ア 災害ボランティア本部開設と運営

平常時から地域や市・関係機関及び広域での連携強化を図り、感染対策・ＩＣＴの活用を取り入れた災害ボランティア本部の開設訓練を実施します。

イ 志太榛原地区社会福祉協議会との連携事業

災害時に志太榛原地区の社会福祉協議会間の連携とそれぞれの災害ボランティア本部への支援を円滑に行うことを目的に定期的な協議・研修の場を持ちます。

（５）福祉団体、市民グループの活動の促進

① 団体活動（市民活動団体、福祉関係団体等）への支援の充実

ア 福祉関係団体への活動助成事業

福祉関係団体の活動が円滑に進むよう、活動費の助成を行います。

② ボランティア活動促進のための支援

ア ボランティア連絡協議会運営支援

ボランティア連絡協議会の活動が円滑に進むよう、活動費助成と運営支援を行います。

基本目標３ 地域福祉のしくみづくり

包括的な相談支援体制を推進することにより、様々な相談を受けても支援につながられるよう、関係機関との連携の拡充・強化を進め、「地域福祉のしくみづくり」を推進します。

（１）福祉施策実施体制の充実

① 組織内連携、組織間連携の充実強化

ア 包括的な支援体制の構築

制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える方（世帯）に対し、必要なサービスや適切な支援が提供できるよう、市や関係機関等と連携し、また法人内関係部署とも緊密に連携し包括的な支援体制を構築します。

② 緊急措置対応

ア 貸付事業（生活福祉資金・小口福祉資金）

低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、必要な資金を貸し付けし、社会福祉協議会や民生委員・児童委員が必要な相談支援を行うことにより世帯の経済的な自立と生活の安定を図ります。（生活困窮者自立支援法と連携した制度です。）

緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援を引き続き対応します。

イ 援護事業（火災罹災者援護）

火災罹災者に対し、見舞金を支給します。

（２）包括的な相談支援体制の充実

① 相談体制の充実

ア ふくしなんでも相談事業

生活に関する悩みごとや困りごと等について、相談対応を行います。

イ 地域包括支援センターによる高齢者の総合相談

介護や福祉に関わる相談、高齢者に対する虐待の防止や権利擁護に関する様々な相談に対応します。

ウ 権利擁護センター・成年後見支援センター

弁護士や司法書士、社会福祉士等と連携を図りながら、あらゆる権利擁護に関する相談に応じます。また、成年後見支援センターを受託し、成年後見制度の利用促進を図ります。

エ 障害者等相談支援事業

障害のある方とそこご家族からの相談に応じ、情報提供や福祉サービスの利用援助等、地域での生活における総合的な支援を行います。

（３）福祉サービスの充実

① 福祉サービスの充実に向けた支援

ア 会食型給食サービス事業

ボランティアグループ「あじさいの会」へ事業を委託し、市内9か所で、年8回公民館等を会場に、ひとり暮らし高齢者に手作りしたお弁当を会食形式で提供しています。

イ 生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、要介護状態への進行を予防するため、日帰りで日常動作訓練や趣味活動等のサービスを保健福祉事業として提供し、生きがいを持てる健やかな生

活の確保に必要な支援を行います。

ウ 放課後児童健全育成事業

就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象に放課後における生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図ります。（大富小・大井川東小・大井川西小・大井川南小学校区）

エ 地域包括支援センターによる支援

要支援の人のための介護予防ケアプランを作成し、必要な支援を行います。

オ 障害福祉サービスの提供

障害の種別に関わらず、障害のある人が安心して地域で自立した生活が送れるよう相談に応じるとともにヘルパー等の派遣やサービスを行います。

- ・ 居宅介護
- ・ 身体障害者訪問入浴サービス
- ・ 同行援護（視覚障害者支援）
- ・ 特定相談支援事業
- ・ 車いす、磁気ループ（聴覚に障害のある方の補助器具）の無料貸出事業 等

カ 高齢者福祉サービスの提供

介護保険制度により、認定された高齢者の方々にケアプランを作成し必要な支援を行います。また、ヘルパー等の派遣及び通所による入浴・食事等を行い、利用者の要望に応える質の高いサービスを提供します。

- ・ 居宅介護支援（ケアプラン作成）
- ・ 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 通所介護（デイサービスセンターやすら樹）
- ・ 介護予防支援（ケアプラン作成）
- ・ 日常生活支援総合事業

キ 日常生活自立支援事業

日常生活に不安のある高齢者や、知的・精神障害などにより判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行います。

② 移動に関する支援

ア 外出時の移動支援事業（重度身体障害者移動支援）

障害者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加における、外出時の移動支援をします。

イ 福祉車両（ハンディキャブ）貸出事業

身体障害者や歩行困難な人に対し、車いすのまま乗れるリフト

付きの福祉車両（ハンディキャブ）の貸し出しと管理を行います。

（４）情報提供の充実

① 制度やサービスに関する情報の提供

ア 『社協やいづ』 発行事業

社会福祉協議会の事業の周知PRなど、わかりやすい情報提供、紙面づくりに取り組みます。

イ 社会福祉協議会ホームページの充実

最新情報の更新を積極的に行い、社会福祉協議会の活動等の情報を紹介します。

ウ 点字広報・声の広報発行事業

視覚障害者や活字を読むことが困難な人に、市や社会福祉協議会が発行している広報紙等をボランティア団体が点訳・音訳をして郵送します。

社会福祉協議会基盤強化

第４次焼津市地域福祉活動計画を推し進める体制や、施設の運営と事業の実施を目指し、社協の理念である「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を推進していきます。

① 拠点施設の管理・運営

総合福祉会館・大井川福祉センターの管理運営

施設利用者が安心・安全に利用できるよう、指定管理者として、施設の適正な管理業務に努め、また施設利用者也参加する災害時に備えた防災訓練を実施します。

② 総合福祉会館・大井川福祉センターを拠点とした福祉活動の推進

福祉関係者だけでなく、市民だれもが参加でき、ふれあい、楽しめる施設を目的にイベント等の開催や市民の憩いの場となるようボランティアの協力を得て花壇の整備やディスプレイ等による雰囲気作りに取り組みます。

③ 職員体制の強化

職員の人材確保・育成強化

社会保険制度や様々な法改正に対応した規則・計画等の整備、衛生委員会の充実など職員の労働環境の充実に取り組みます。

また、各種研修を実施し、福祉人材の確保及び専門職の育成に取り組みます。